

東和株式会社

2024年度 環境経営レポート

(対象期間:2024年 4月～2025年 3月)



発行日:2025年9月27日

目次

□組織の概要	P 1
--------	-----

□環境経営方針	P 2
---------	-----

□運営体制図及び役割、責任、権限	P 3
------------------	-----

□今期の環境経営目標	P 4
------------	-----

□今期の環境経営計画	P 5
------------	-----

□今期(2024年度)の環境経営目標の取組結果	P 6
-------------------------	-----

□今までの取組結果の経年変化	P 7
----------------	-----

□環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	P 8
----------------------------	-----

□次年度以降の環境経営目標	P 9
---------------	-----

□環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価、並びに違反、訴訟などの有無	P 10
-------------------------------------	------

□代表者による全体の評価と見直し	P 11
------------------	------

□組織の概要

- (1) 名称及び代表者名
名称:東和株式会社
代表者:代表取締役 吉澤 貴之
- (2) 対象事業所
① 本社: 静岡県浜松市中央区大久保町748-67 (浜松技術工業団地内)
TEL:053-485-4321 FAX:053-485-2250
② 大柳倉庫: 静岡県浜松市中央区大柳町字川向976
- (3) 環境管理責任者氏名
責任者 道上 卓士
担当者 渥美 陽介
- (4) 事業内容
精密板金部品の製造
主要製品:ロボット・OA機器・電子機器・医療機器・工作機器・制御盤・精密板金部品
- (5) 事業の規模
製品出荷額 923百万円
主要製品生産量 426.7トン

	単位	2022年度	2023年度	2024年度
売上高	百万円	859	885	923
従業員数	人	56	54	56
床面積	m ²	5,371	5,371	5,225
- (6) 事業年度 4月～3月
- (7) 認証・登録範囲及び対象組織と活動範囲
① 認証・登録範囲
対象組織 東和株式会社 本社・工場、大柳倉庫
対象活動 精密板金部品の製造

② 認証登録日:2006年12月26日

東和株式会社

環境経営方針

《基本理念》

当社は創業時からの理念の『お客様に喜ばれることが私たちの喜び』を合言葉に、常に高精度・高品質なモノづくりを心掛け、利益の追求をし、社員一丸となって事業展開活動を継続していきます。

《基本方針》

地球環境保全への取り組みが重要課題であることを認識し、継続的に改善を行い環境への負荷軽減に積極的に取り組んでいきます。

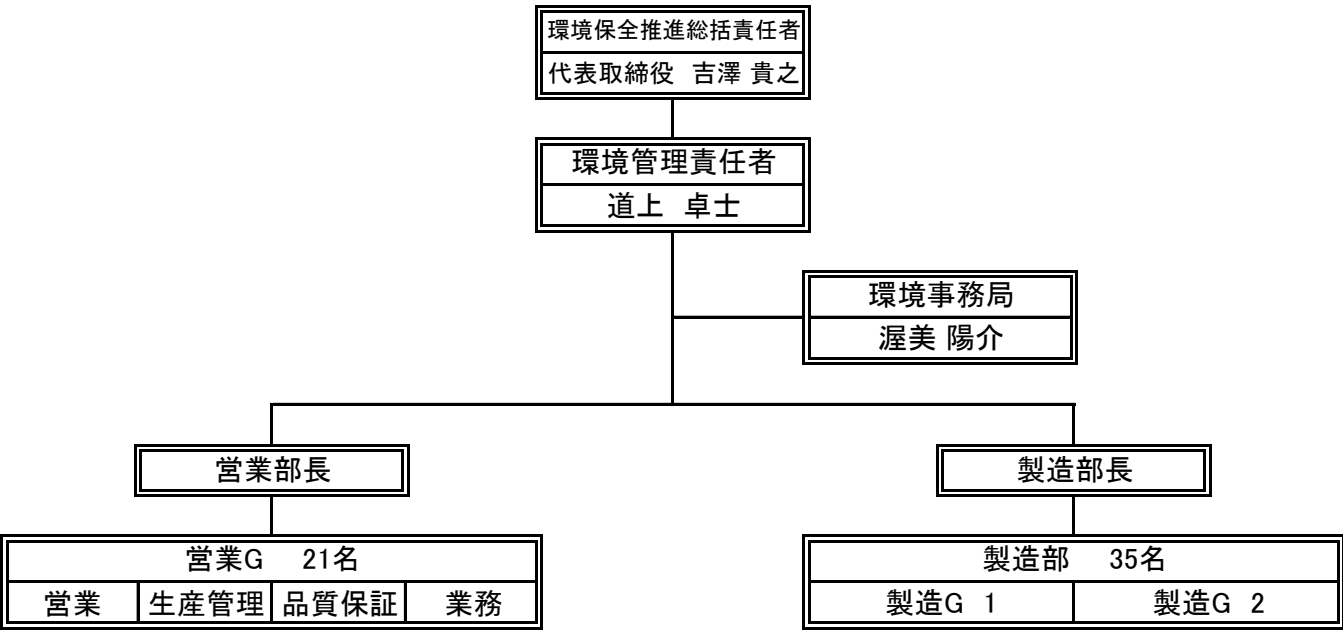
1. 環境保全に適合する製品の製造をし、効率的な配送を心掛けます。
2. 環境関連の法規制等の要求事項を遵守します。
3. 電力、燃料、水の使用量削減に取り組み、省エネルギー化を推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
4. 環境保全に関心を持ち、工程から排出される廃棄物の3R:Reduce(リデュース・減量), Reuse(リユース・再使用), Recycle(リサイクル・再利用)に取り組みます。
5. 環境に配慮した製造活動を中心に、環境経営の継続的改善を行います。
6. この環境経営方針を全社員に周知し、環境への意識を高めたいけるように努力します。

制定日：2005年11月24日

改定日：2024年 4月 1日

代表取締役 吉澤 貴之

2025年度運営体制図及び役割、責任、権限



役割、責任、権限

- 代表者(代表取締役)
 - ・環境経営方針を策定
 - ・環境経営目標及び環境経営計画の承認
 - ・経営における課題とチャンスを整理し、明確にする
 - ・環境管理責任者を任命
 - ・環境経営システムの評価と見直し
 - ・実施に必要な物の準備
 - ・効率的な実施体制の構築と全従業員への周知
 - ・環境経営活動レポートの承認
- 環境管理責任者
 - ・主要な環境経営計画を実施し維持する責任と権限を持つ
 - ・環境経営目標、環境経営計画を確認
 - ・環境関連法規等の取りまとめ表の承認
 - ・EA21環境活動に関する事項について外部関連と連絡をとる
 - ・代表者への取り組み状況の報告
 - ・環境経営活動レポートの確認
- 環境事務局
 - ・環境管理責任者の補佐
 - ・環境経営目標、環境経営計画の原案の作成
 - ・環境経営計画の実績・取組結果の集計
 - ・環境関連法規等の取りまとめ表の作成
 - ・環境経営活動レポートの作成、公開
- 部門長
 - ・自部門での環境経営方針の周知
 - ・自部門での環境教育の実施
 - ・自部門に関連する環境経営計画の実施および報告
- 全従業員
 - ・環境経営方針の理解
 - ・自主的、積極的な環境活動への参加

□今期の環境経営目標

当社は、生産量・仕事量の変動が大きいことから、2020年度より前年度実績を基準値とした削減目標を立てる方式(スライド方式)を採用することとしました。従いまして、前年度実績を基準値として毎年1%減を目標としています。

環境経営目標項目		単位	基準年度	目標年度		
			2023年度	2024年度		
			基準値	削減率	目標値	
製品への環境配慮	原材料使用を節約していく		端材率43.8%だった		端材率43.3%以下に	
	不良品の削減していく		不良品の削減に努めた		同じ不良を出さない	
電気使用量		総量	kWh	743,915	-1%	736,476
自動車燃料使用量		総量	ℓ	7,955	-1%	7,875
都市ガス使用量		総量	m ³	26,545	-1%	26,280
上記二酸化炭素排出量合計		総量	kg-CO ₂	357,602	-1%	354,026
一般廃棄物の削減		総量	kg	2,753	-1%	2,725
産業廃棄物の削減		総量	kg	5,984	-1%	5,924
水使用量の削減		総量	m ³	317	-1%	314
グリーン購入			購入に努めた		購入に努める	

<備考>

- 1. 電力の二酸化炭素排出量換算値(調整後排出係数:0.421kg-CO₂/kWh) 2024年度中部電力
- 2. 産業廃棄物に、金属スクラップは含まない

□今期の環境経営計画

環境経営計画			年間計画											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
製品の 環境配慮	・ 歩留まり管理の徹底	中村浩	→											
	・ 品質管理を徹底	道上	→											
電力による二酸化炭素排出量の削減	・ 工場内照明機器のLEDへの変換	吉澤	年度当初の計画に従う											
	・ 昼休みの消灯	中野	→											
	・ 不要照明の消灯	道上	→											
	・ 生産設備のムダ防止	道上	→											
	・ 圧縮空気洩れの定期点検・修理	渥美	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
自動車燃料による二酸化炭素排出量の削減	・ 効率的なルートでの配送	鈴木	→											
	・ 共同配送の実施	鈴木	→											
	・ 適正車種(荷の大きさ)での配送	鈴木	→											
	・ 急加速の抑制	鈴木	→											
	・ 冷房の控えめ使用	鈴木			●	●	●	●						
	・ 買い替え時は省燃費マークを優先する	鈴木												
都市ガスによる二酸化炭素排出量の削減	・ 空調温度の適正化(冷房26℃ 暖房20℃)	木賀			→						→			
	・ フィルターの清掃	木賀			●	●	●	●			●	●	●	●
	・ シャッターの開放時間の短縮	渥美			●	●	●	●			●	●	●	●
	・ 終業時間前のエアコンの停止	木賀			●	●	●	●			●	●	●	●
一般廃棄物の削減	・ 分別ボックスの設置	渥美	→											
	・ 裏紙使用	鈴木	→											
産業廃棄物(廃プラ)の削減	・ 工程ロスの削減	渥美	→											
	・ 簡易方法の検討	渥美	年度当初の計画に従う											
水使用量の削減	・ 冷却水の循環	渥美	→											
	・ 手洗い水量の適正化	渥美	→											
	・ チーリングシステムの漏水点検	渥美	→											
	・ 使用量異常の早期発見	渥美	→											
グリーン購入	・ 環境対応商品を購入する	中村浩	→											

□ 今期(2024年度)の環境経営目標の取組結果

環境経営目標項目		単位	2024年度				
			目標削減率	目標値	実績値	実績削減率	評価
製品への環境配慮	原材料の使用を節約			端材率43.3%以下を目標	端材率43.3%以下にできた		○
	不良品の削減			不良品を減らす	不良点数が上昇した		×
電力使用量削減	総量	kWh	-1%	736,476	850,627	15%	×
都市ガス使用量削減	総量	m ³	-1%	26,280	36,310	38%	×
自動車燃料使用量削減	総量	ℓ	-1%	7,875	8,240	5%	△
上記二酸化炭素排出量合計	総量	kg-CO ₂	-1%	354,026	459,697	30%	×
一般廃棄物の削減	総量	kg	-1%	2,725	2,804	3%	△
産業廃棄物の削減	総量	kg	-1%	5,924	5,760	-3%	○
水使用量	総量	m ³	-1%	314	628	100%	×
グリーン購入				購入に努める	購入に努めた		○

＜備考＞

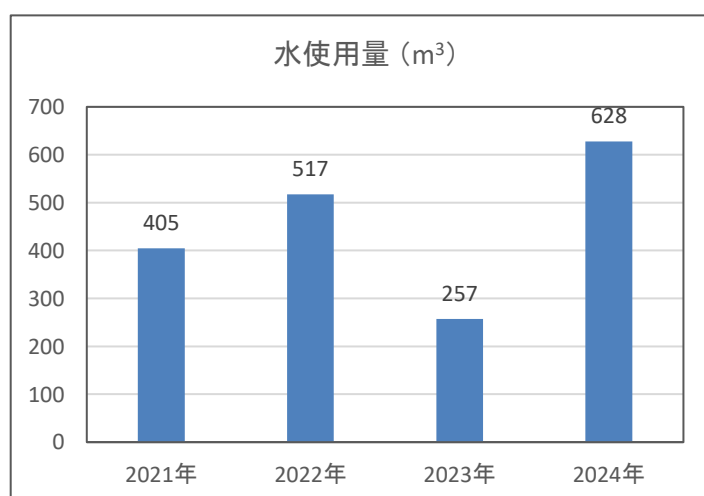
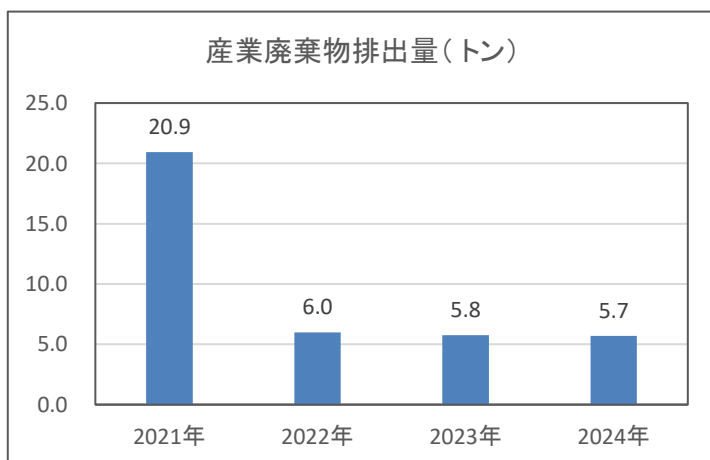
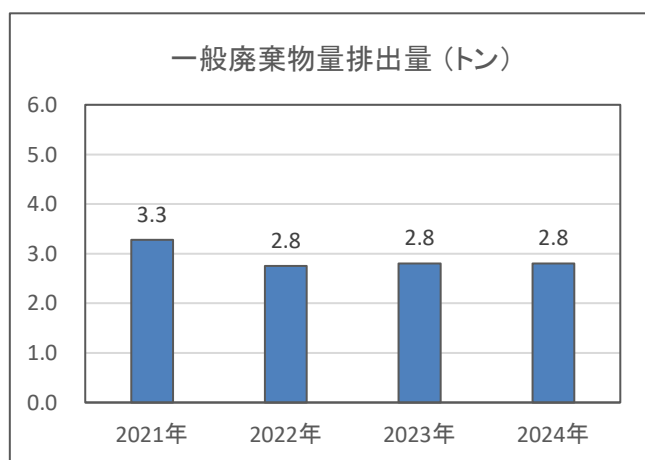
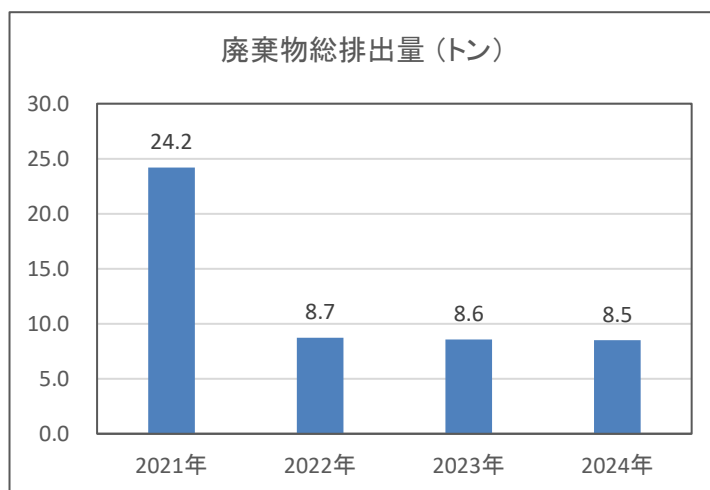
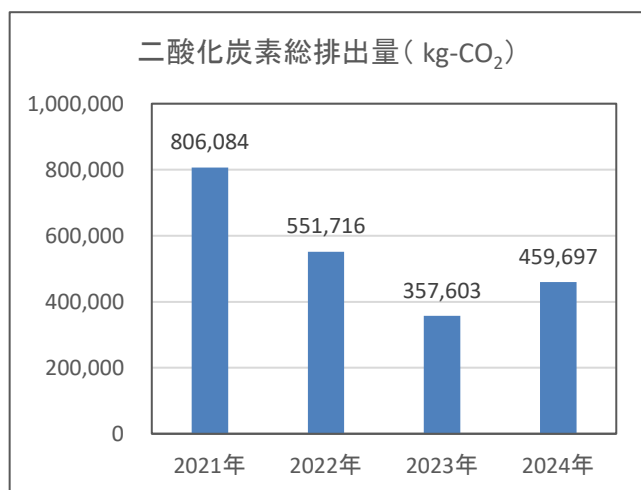
- 電力の二酸化炭素排出量換算値
2024年度使用電力(0.421kg- co_2 /kwh 2024年度中部電力)
- 産業廃棄物に、金属スクラップは含まない
- 印:達成, △印:ほぼ達成, ×印:未達成

＜評価＞

目標達成	取組結果	現行の設備が増えているがエコに関しては良いものを選んでいく 社員の環境意識は前年度の比較数値などを見せて啓蒙活動を行っている
産業廃棄物、環境への配慮	評価	◎ 産業廃棄物はコンテナへの入れ方を工夫するなどしてQC活動による大量の片付けゴミがでたにもかかわらず削減できた
目標未達成	取組結果	未使用電源を切るなどの基本的な活動は継続していく。 廃プラスチックは、過剰梱包に注意し再利用で削減に努めていきたい。
電力、自動車燃料、水使用量、一般廃棄物、都市ガス	評価	× 電力使用量が新型機械の稼働率上昇による成果で上がってきた × 個別対応などが増え自動車の使用量・回数は増加した × 水使用量、今年は機械の故障で夏場に常時ONにしていた【今年限定】 △ 一般廃棄物は生産量増加にもかかわらずほぼ同等値に押えれた × エアコンの増設で都市ガス総使用量は上昇。使用時間も伸び温暖化の影響が厳しい

□今までの取組結果の経年変化

項 目	単位	2021年	2022年	2023年	2024年
二酸化炭素総排出量	kg-CO ₂	806,084	551,716	357,603	459,697
廃棄物総排出量	トン	24.2	8.7	8.6	8.5
一般廃棄物量排出量	トン	3.3	2.8	2.8	2.8
産業廃棄物排出量	トン	20.9	6.0	5.8	5.7
水使用量	m ³	405	517	257	628



□環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

環境経営計画	結果	評価	次年度
製品への環境配慮			
	○	□上方修正 □下方修正 ■継続維持	
・ 材料の使用を効率的にする	◎	継続して取り組む	継続
・ 不良品の削減	×	不良品が出たときには調査・検証して同じ不良を出さないようにする	継続
電力による二酸化炭素排出量の削減			
数値目標	×	□上方修正 □下方修正 ■継続維持	
・ 工場内照明機器のLEDへの変換	×	残りの蛍光灯の交換を進めていきたい	継続
・ 昼休みの消灯	◎	継続して取り組む	継続
・ 不要照明の消灯	○	継続して取り組む	継続
・ 生産設備のムダ防止	◎	継続して取り組む	継続
・ 圧縮空気洩れの定期点検・修理	○	継続して取り組む	継続
自動車燃料による二酸化炭素排出量の削減			
数値目標	×	□上方修正 □下方修正 ■継続維持	
・ 効率的なルートでの配送	○	考えてるが、個別対応が増えてきている	継続
・ 共同配送の実施	◎	重点的に取り組む(配送箇所の明確化)	継続
・ 適正車種(大きさ、重さ)での配送	○	重点的に取り組む	継続
・ 急加速の抑制	○	継続して取り組む	継続
・ 冷房の控えめ使用	△	継続して取り組む	継続
・ 買い替え時は省燃費マークを優先する	◎	買い替え時選択	継続
都市ガスによる二酸化炭素排出量の削減			
数値目標	×	□上方修正 □下方修正 ■継続維持	
・ 空調温度の適正化(冷房26℃ 暖房20℃)	○	場所ごとの適正温度の設定をする(機械熱の影響)	継続
・ フィルターの清掃	◎	使用開始時期、年二回の大掃除	継続
・ シャッターの開放時間の短縮	◎	高速シャッターをメインに使用する	継続
・ 終業時間30分前のエアコンの停止	△	継続して取り組む	継続
一般廃棄物の削減			
数値目標	△	□上方修正 □下方修正 ■継続維持	
・ 分別ボックスの設置	○	継続して取り組む	継続
・ 裏紙使用	○	継続して取り組めてきている	継続
産業廃棄物(廃プラ)の削減			
数値目標	○	□上方修正 □下方修正 ■継続維持	
・ 工程ロスの削減	○	継続して取り組む	継続
・ 簡易方法の検討	△	継続して取り組む	重点
・ 塗装業者との協議	△	継続して取り組む	重点
水使用量の削減			
数値目標	×	□上方修正 □下方修正 ■継続維持	
・ 冷却水の循環	○	継続して取り組む	継続
・ 手洗い水量の適正化	○	水道栓のゆるみ、水洗トイレ漏れ等の点検をする	継続
・ チーリングシステムの漏水点検	○	チラーの始業時点検	継続
・ 使用量異常の早期発見	×	週ごとの水道使用量の把握	継続
グリーン購入			
		□上方修正 □下方修正 ■継続維持	
・ 環境対応商品を購入する	◎	継続して取り組む	継続

<備考>

◎よくできた ○まあまあできた △あまりできなかった ×全くできなかった

※ 水に関しては今年のための特別値なので来期も継続して取り組んでいくことでよくなると思われる

□次年度以降の環境経営目標

環境経営目標項目		単位	基準年度	目標年度					
			2024年度	2025年度		2026年度		2027年度	
			実績値	削減率	目標値	削減率	目標値	削減率	目標値
製品への 環境配慮	材料の節約をする		端材率を減らしていく	基準年度比 -1%		基準年度比 -1%		基準年度比 -1%	
	不良品の削減に努める		不良品の削減に努めた	原因を追究して再発を防ぐ		原因を追究して再発を防ぐ		原因を追究して再発を防ぐ	
電力使用量削減	総量	kWh	850,627	基準年度比 -1%	842,121	基準年度比 -2%		基準年度比 -3%	
自動車燃料使用量	総量	ℓ	8,240	基準年度比 -1%	8,158	基準年度比 -2%		基準年度比 -3%	
都市ガス使用量	総量	m ³	36,310	基準年度比 -1%	35,947	基準年度比 -2%		基準年度比 -3%	
上記二酸化炭素 排出量合計	総量	kg-CO ₂	459,697	基準年度比 -1%	455,100	基準年度比 -2%		基準年度比 -3%	
一般廃棄物の削減	総量	kg	2,804	基準年度比 -1%	2,776	基準年度比 -2%		基準年度比 -3%	
産業廃棄物の削減	総量	kg	5,760	基準年度比 -1%	5,702	基準年度比 -2%		基準年度比 -3%	
水使用量の削減	総量	m ³	628	基準年度比 -1%	622	基準年度比 -2%		基準年度比 -3%	
グリーン購入			購入に努めた	購入に努める		購入に努める		購入に努める	

<備考>

- 電力の二酸化炭素排出量換算値
2024年度使用電力(0.421kg-CO₂/kWh)
- 産業廃棄物に、金属スクラップは含まない

□環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価、並びに違反、訴訟などの有無

1. 環境関連法規等の遵守状況

評価日 2025年7月1日

当社に適用される環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価者 環境管理責任者 渥美 陽介

法規等の名称		条項	適用内容	適用条件	遵守状況	改定チェック
法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	第5条	所有・占有・管理土地の清潔の保持（不適正処理廃棄物発見の速やかな通報等）		○	2025/4/1
		第6条の2第6項	一般廃棄物の許可業者への委託処理	・委託基準：一般収集運搬・処理業者の許可の確認、契約		
		第12条第2項	生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物の保管	・保管基準の遵守、飛散、浸透防止 ・表示：60cm角以上、種類、氏名、連絡先		
		第12条第5項	産業廃棄物収集運搬及び処分許可業者への委託			
		第12条第6項	産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	・契約書締結、許認可証写し入手		
		第12条第7項	産業廃棄物の処理の状況に関する現地確認	・産業廃棄物の処理を委託する場合		
		第12条の3第1項	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合のマニフェストの交付	・マニフェスト交付		
		第12条の3第2項	管理票交付者のマニフェストの保管	・A、B2、D、E票の保管（5年間）		
		第12条の3第6項	管理票交付者による運搬又は処分が終了したことの確認及び管理票の保存(B1票)			
		第12条の3第7項	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出			
		第12条の4	虚偽の管理票の交付等の禁止			
		第16条	不法投棄の禁止			
	下水道法	第11条の2	使用の開始等の届出	下水を継続して排除して公共下水道を使用しようとする者に対する下水量又は水質及び使用開始時期等の公共下水道管理者への届出	○	2025/4/1
		第12条の11	除害施設の設置等	下記基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対する除害施設の設置又は必要な措置の実施義務 ＜下水排除基準＞ (1) 温度 45℃未満 (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 380mg/ℓ未満 (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満 (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600mg/ℓ未満 (5) 浮遊物質量 1リットルにつき600mg/ℓ未満 (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5mg/ℓ以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30mg/ℓ以下 (7) 窒素含有量 1リットルにつき240mg/ℓ未満 (8) 燐(りん)含有量 1リットルにつき32mg/ℓ未満 (9) 沃(よう)素消費量 1リットルにつき220mg/ℓ未満		
	騒音規制法	第5条	特定工場等を設置している者の規制基準の遵守義務	◆基準値：第4種区域（工業専用地域） ＊昼間（午前8時から午後6時まで）：70デシベル ＊朝・夕（午前6時から午前8時まで・午後6時から午後10時まで）：65デシベル ＊夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）：60デシベル	○	2025/4/1
		第6条	特定施設の設置の届出	◆保有特定施設 ＊空気圧縮機（コンプレッサー）7.5kw以上、タレットパンチプレス機		
	振動規制法	第5条	特定工場等を設置している者の規制基準の遵守義務	◆基準値：第2種区域の2〔騒音規制法に基づく第4種区域（工業専用地域）〕 昼間（午前8時から午後8時まで）：70デシベル 夜間（午後8時から翌日の午前8時まで）：65デシベル	○	2025/4/1
		第6条	特定施設の設置の届出	◆保有特定施設 ＊空気圧縮機（コンプレッサー）7.5kw以上、タレットパンチプレス機		
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	第16条	空調機器：全ての第一種特定製品が対象 ①空調機（50kW以上）：1年に1回以上の専門業者による「定期点検」の実施 ③空調機（7.5kW～50kW未満）：3年に1回以上の専門業者による「定期点検」の実施 ④空調機（7.5kW以下）：3ヶ月毎に簡易点検の実施		○	2025/4/1
		第37条	第1種特定製品整備者の充てんの委託義務等	第1種特定製品整備者がフロン類を充てんする場合の1種フロン類充てん回収業者へ委託		
		第39条	第1種特定製品整備者によるフロン類回収の第1種フロン類充てん回収業者への委託	特定製品（業務用エアコン・冷蔵庫等）の整備・廃棄時のフロン回収・破壊		
		第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	第1種特定製品の廃棄等を行おうとする第1種特定製品の管理者による第1種フロン類充てん回収業者への第1特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の引き渡し		
		第86条	フロン類の放出の禁止	特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の大気中への放出の禁止		
	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	第6条	事業者及び消費者の責務	・特定家庭用機器の長期間使用による特定家庭用機器廃棄物排出の抑制 ・廃棄時の特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者への適切な引き渡し及び料金の支払	○	2025/4/1
		第19条	料金の請求	・特定家庭用機器廃棄物の引取りを求めた者に対する再商品化料金の請求[廃棄時、有料にて適切な引渡し（TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの破壊）]		
	資源有効利用促進法（パソコン回収省令）	第4条	事業者の責務	事業用パソコン廃棄時に、処理費用を支払う	○	2024/4/1
	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	第5条	自動車所有者の責務	・自動車の所有者の長期間利用による使用済自動車となることを抑制 ・自動車の購入に当たっての再資源化等の実施に配慮して製造された自動車の選択 ・使用済自動車の再資源化等の促進	○	2025/4/1
		第8条	使用済自動車の引渡義務	・使用済みとなった自動車の引取業者（自動車販売業者・整備業者等）への引渡し ・リサイクル料金の負担（新車購入時又は既存の車は法施行後最初の車検時）		
		第72条	再資源化預託金等の預託義務	・再資源化等料金の資金管理法入への預託義務		
	工場立地法	第6条	工場を新設する時の届出	・届出事項 (1)氏名又は名称及び住所 (2)特定工場における製品 (3)特定工場の設置の場所 (4)特定工場の敷地面積及び建築面積 (5)特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設等 ・届出先：浜松市長	○	2025/4/1
静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第52条	騒音に係る規制基準の遵守義務	◆特定工場等を設置している者（騒音に係る特定施設を設置している者）の規制基準の遵守義務 ◆規制基準：第4種区域（工業専用地域） ＊昼間（午前8時から午後6時まで）：70デシベル ＊朝・夕（午前6時から午前8時まで・午後6時から午後10時まで）：65デシベル ＊夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）：60デシベル	○	2025/4/1
		第53条	騒音に係る特定施設の設置の届出	◆騒音に係る特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届出 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類ごとの数 (4) 騒音の防止の方法 (5) その他規則で定める事項 ◆保有特定施設 ＊3.75kw以上 ＊空気圧縮機（コンプレッサー）3.75kw以上、タレットパンチプレス機		
		第79条	振動規制基準の遵守義務	◆特定工場等を設置している者（振動に係る特定施設を設置している者）の規制基準の遵守義務 ◆規制基準：第2種区域の2〔騒音規制法に基づく第4種区域（工業専用地域）〕 昼間（午前8時から午後8時まで）：70デシベル 夜間（午後8時から翌日の午前8時まで）：65デシベル		
		第80条	振動に係る特定施設の設置の届出	◆振動に係る特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに次の事項を知事に届出 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類及び能力ごとの数 (4) 振動の防止の方法 (5) 特定施設の使用の方法 (6) その他規則で定める事項 ◆保有特定施設 ＊空気圧縮機（コンプレッサー）7.5kw以上、タレットパンチプレス機		
浜松市条例	浜松市産業廃棄物の適正処理に関する条例	第4条	事業者の責務	・従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育 ・関連会社及び子会社への必要な助言及び情報の提供	○	2025/4/1
		第6条	土地所有者の所有地等の適正管理	・産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするための所有地等を適正管理の実施		
		第8条	事業者の産業廃棄物管理責任者の設置			
		第10条	事業者の産業廃棄物の実地の確認等			
	浜松市下水道条例	第11条	事業者の産業廃棄物の不適正な処理に係る措置等	・運搬又は処分を委託した産業廃棄物が不適正処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときにおける処理業者に対する是正の要求及び必要な措置の実施等	○	2025/4/1
		第9条	使用開始等の届出	・公共下水道の使用を開始する者の次に掲げる事項の下水道事業管理者への届出 (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 排水設備の設置場所 (3) 使用する水の種類 (4) 井戸を使用する場合にあっては、世帯に属する者(以下「世帯員」という。)の数(一般家庭の場合に限る。)及び使用する井戸の数 (5) 管理者が必要であると認める事項		
その他	浜松技術工業団地協定	第11条の2	除害施設の設置	下記基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者の除害施設の設置又は必要な措置の実施 ＜下水排除基準＞ (1) 温度 45℃未満 (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 380mg/ℓ未満 (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満 (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600mg/ℓ未満 (5) 浮遊物質量 1リットルにつき600mg/ℓ未満 (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5mg/ℓ以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30mg/ℓ以下 (7) 窒素含有量 1リットルにつき240mg/ℓ未満 (8) 燐(りん)含有量 1リットルにつき32mg/ℓ未満 (9) 沃(よう)素消費量 1リットルにつき220mg/ℓ未満	○	2025/4/1
			環境施設面積率、騒音・振動基準、排水等の遵守、協力		○	2025/4/1

2. 違反、訴訟等の有無

環境関連法規等への違反、訴訟等は過去10年間ありません。 また、関係機関、近隣地域からの指摘、苦情等も過去10年間ありません。

□代表者による全体の評価と見直し・指示

見直し 関連情報	項目		環境管理責任者
	1	環境目標及び目標達成状況	前年度比でいくと軒並み×となり厳しい結果となってしまった 原因として生産量の増加やそれに伴う新型大型加工機の稼働率上昇、 残業時間の延長がある。 水に関しては今年のための結果で来期は通常に戻るため注意深く見守る 産廃や一般廃棄物に関してはそこそこの結果を出せたが来期も引き続き 活動していく
	2	環境活動計画及び取り組み実施状況	活動継続
	3	環境関連法規要求および遵守状況	遵守されている
	4	外部コミュニケーション・対応記録	関連機関、近隣地域からの、指摘・苦情等ありませんでした
代表者による 全体評価・指示	全体評価		
	受注量の増加、気温上昇による空調機のフル稼働、冷却装置故障による 水道水利用料の増加など一年を通して二酸化炭素排出量と水使用量に厳しい 結果となった。 しかし、産業廃棄物3%削減と環境活動の効果が著しい項目もあった 来期も引き続き環境経営目標の達成に取り組んでいく 2025年 9月27日 東和株式会社 代表取締役 吉澤 貴之		
	見直し項目		有の場合の指示事項
	1	環境経営方針	無
	2	環境経営目標	無
	3	環境経営計画	無
	4	環境に関する組織	無
	5	その他のシステム要素	無